

## 災害時における阪神高速道路の応急対策業務に関する協定

阪神高速道路公団（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業協会関西支部（以下「乙」という。）とは、災害時における阪神高速道路（阪神高速道路及びその附属物等を行い、以下単に「道路」という。）の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）


第1条 この協定は、地震・大雨等異常な自然現象又は予期できない災害等で損傷を受けた道路の応急対策業務が、乙の協力により速やかに実施できることを目的に、必要な事項を定めるものである。

### （協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は、甲が管理する供用中の道路とする。

### （業務の内容）

第3条 乙が協力する応急対策業務（以下「協定業務」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 
- 一 災害時における甲の管理する道路の被害状況の調査
  - 二 被災した道路の交通機能の回復に係る資機材等の調達並びに応急対策
  - 三 甲への技術的助言

2 前項第1号に規定する調査は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 状況把握点検 人命救助の必要性及び緊急輸送路確保のための情報収集を目的に、初動体制の一環として被災概況を迅速に把握する点検、調査
- 二 応急復旧点検 状況把握点検により確認された被災構造物の応急復旧に対し、その方法を決定するための資料を得ることを目的に実施する点検

3 第1項第2号に規定する応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 応急措置 状況把握点検等の結果、道路の被災箇所及び二次災害につながる危険があると認められる箇所に対して行う緊急的な措置
- 二 応急復旧 応急的に道路の輸送機能を確保するために行う復旧工事

### （業務の対象構造物）

第4条 前条に規定する協定業務の対象構造物は、主として土工、トンネル、コンクリート構造物とする。ただし、甲の要請があった場合は、その他の構造物についても、協定業務の対象とするものとする。

### （甲の責務）

第5条 甲は、甲の連絡体制を乙に報告するものとする。

2 甲は、甲の管理する供用中の道路の範囲に変更があったとき、又は前項の連絡体制に変更があったときは、速やかにその内容を乙に報告するものとする。

(乙の責務)

第6条 乙は、本協定の趣旨を乙の加盟会員（以下「会員」という。）に周知させるとともに、甲と協議の上、協定業務を遂行できる会員（以下「協定会員」という。）を組織して、協定会員名及び連絡体制（以下「実施体制」という。）を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の実施体制について、毎年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。また、実施体制に変更があったときは、その都度速やかにその内容を甲に報告するものとする。

3 乙は、第8条第1項に規定する甲の要請があった場合は、直ちに協定会員の業務担当区域を定め、各協定会員を出動せしめ、協定業務を実施するものとする。

なお、協定業務の実施にあたっては、作業内容、作業時間、使用建設資機材等を甲に適宜連絡し、その指示を受けるものとする。

(覚書の締結)

第7条 第5条に規定する甲の連絡体制の乙への報告及び前条第1項及び第2項に規定する乙の実施体制の甲への報告は、その都度、覚書の締結をもって行うものとする。

(業務の要請)

第8条 甲は、乙に対して原則として文書で協定業務に関する要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、この場合、甲は後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請事項を協定会員に報告し、協定会員は、各業務担当区域を所掌する甲の担当部署と協議の上、速やかに協定業務を実施するものとする。

(業務の完了報告)

第9条 乙は、協定業務が完了したとき、協定会員をとおして速やかに作業内容等を書面により甲に報告するものとする。

(経費の支払い)

第10条 甲は、前条に規定する報告を受けたときは、協定業務の内容を精査し、協定会員と協議の上、甲の規定に基づき、その費用を協定会員に支払うものとする。

(関係機関等との調整)

第11条 協定業務の実施に係る関係機関等との調整は、甲乙双方が協力して行うものとする。

(損害の賠償)

第12条 協定業務の実施に伴い生じた損害の賠償は、甲乙いずれかの責に帰する場合を除き、甲乙協議して処理するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって期間を1年間延長したものとし、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の変更)

第14条 この協定を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

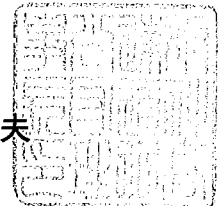
第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成17年7月28日

甲 阪神高速道路公団  
理事長

木下 博夫



乙 社団法人日本土木工業協会  
支部長

国井 義彦

